

第 2 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 4 月 2 7 日（月）

せたな町農業委員会

第 2 3 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 4 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 1 7 分

2. 開催場所 せたな町役場 第 1 会議室

3. 出席委員 (1 5 人)

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	8 番	酒	井	誠	一
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 1 0 議案第 8 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西 田	良 子
農地係長	小 池	秀 樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第23回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さんどうもご苦労様でございました。今年に入りまして雪解けが非常に早く農作業も順調にきたかなと思ったところで、天候等がぐずつき畑作関係が去年よりもひょっとしたら遅れが出てくるのかなと心配されるところでございます。
会長	また、新型コロナの終息がまるっきり予想がつかないなかで我々ができることは何かというと三密を避けるということで、今回も狭い空間を事務局長が工夫されまして、こういう席の配置にさせていただきました。
会長	また、新型コロナに関しましては色々な情報が飛び交っておりますが、ほとんどの会議体を中止または延期ということでございまして、いつになったら終息するのか大変心配されることでございます。
会長	そういったなかで4月8日に檜山で総会があり出席いたしました。全国的に今年が農業委員の改選期。 北海道では7割の農業委員会が改選時期に入りまして、全国では8割が今年改選時期となっております。 檜山におかれましては改選期ではないのが、せたな町と江差町の2町だけでございます。
会長	また、檜山の臨時総会というものが7月の末に開かれるということでございます。全道の農業会議の総会も6月にあるわけでございますけども、書面議決にてお願いしたいというご案内がございました。 こちらとしては当然出張を止められてございますので、書面議決ということで総会に参加したいと思っています。 また、その後の8月に役員の改選期ということで役員が変わる可能性が高く、8月に臨時総会が行われるということでございます。 そちらには何とか出席できるようになれば良いのかなと思ってございます。
会長	コロナウィルス対策ということで総会も迅速かつ慎重審議の上、進めていきたいなと思ってございます。 本日は議案第8号まででございます。慎重審議の程よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。

事務局長

只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、
せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、4 番水野委員、5 番大羽委員を指名いたします。

この指名は、第23回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第２ 会期の決定について」本日１日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日１日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在
につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 22 筆 ■■■■
㎡、畑が 1 筆 ■■■■ ㎡の計 23 筆、面積が合わせまして ■■■■ ㎡、解
約理由につきましては、法人化により再契約するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 9 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■
■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■、
面積が ■■■■ ㎡、解約理由につきましては、法人化により再契約するた
めでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■
■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■、
面積が ■■■■ ㎡、解約理由につきましては、法人化により再契約するた
めでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が
■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 23 筆 ■■■■
㎡、畑が 2 筆 ■■■■ ㎡の計 25 筆、面積が合わせまして ■■■■ ㎡、解約
理由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■
■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■
■■■■、面積が ■■■■ ㎡、解約理由につきましては、賃貸者を変更す
るためでございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■
■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、内、田んぼが 18 筆 ■■■■ ㎡、畑が 2 筆 ■■■■ ㎡の計 20
筆、面積が合わせまして ■■■■ ㎡、解約理由につきましては、後継者に
贈与するためでございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 14 番。貸主が■■■■、■■■■さ

事務局 ん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]までの計 8 筆、地目は田んぼ、面積が[] m²、解約理由につきましては、他の農業者に売買するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

**【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】**

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、[]委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 3 条の規定による農地について、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、地目は全て田んぼ、契約内容は賃貸借、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては許可の日から 2 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を借り受け営農に励みたいということでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 9 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、内、田んぼ

事務局

が 23 筆 〇〇〇〇 m²、畑が 3 筆 〇〇〇〇 m² の計 26 筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、後継者への贈与でございます。

事務局

11 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 11 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m²の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 1 年間、こちらの理由につきましては、農地を借り受け営農に励みたいということでございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在
につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 44 筆 [REDACTED] m²、
畑が 1 筆 [REDACTED] m²、非農地が 2 筆 [REDACTED] m² の計 47 筆、面積が合わせまして
[REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 10
年間、こちらの理由につきましては、法人と再度使用貸借契約するため
でございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 12 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、内、田んぼが 20 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m² の計 22 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、後継者への贈与でございます。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが

事務局 25 筆 ■■■■■ m²、畑が 3 筆 ■■■■■ m²、の計 28 筆、面積が合わせまして ■■■■■ m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 10 年間、こちらの理由につきましては農地を後継者に使用貸借契約するためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。
議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、■■■■■委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 21 ページをご覧ください。

事務局 番号 33 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、
■■■■、■■■■ の計 3 筆、面積が ■■■■ m²、利用目的は普通畑、期間につき
ましては、2020 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 26 日までの 5 年間、単価が
■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、■■委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 22 ページをご覧ください。

番号 34 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、[REDACTED] 委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関

事務局

する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 23 ページをご覧ください。

番号 35 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 16 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 24 ページをご覧ください。

番号 36 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、非農地が 1 筆 [REDACTED] m² の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と用悪水路、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 4 月 27 日、対価の支払期限が 2020 年 10 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 37 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、[REDACTED] 円、[REDACTED] 円、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 38 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

27 ページをご覧ください。

番号 39 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

28 ページをご覧ください。

番号 40 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m² の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、期間に

つきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

29ページをご覧ください。

番号41番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が■■■■㎡、利用目的は水田、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

30ページをご覧ください。

番号42番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計8筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

31ページをご覧ください。

番号43番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが4筆■■■■㎡、畑が1筆■■■■㎡の計5筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

32ページをご覧ください。

番号44番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、内、田んぼが1筆■■■■㎡、非農地が1筆■■■■㎡の計2筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらは売買でございます、所有権移転の時期につきましては2020年4月27日、対価の支払期限が2020年5月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

33ページをご覧ください。

事務局

番号 45 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

34 ページをご覧ください。

番号 46 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、新規の使用貸借でございます。

事務局

35 ページをご覧ください。

番号 47 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

36 ページをご覧ください。

番号 48 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

37 ページをご覧ください。

番号 49 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 4 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

38 ページをご覧ください。

番号 50 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、面積が■■■■■■■■■■ m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、単価が■■■■■■■■■■円、賃貸価格が■■■■■■■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

39ページをご覧ください。

番号51番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、内、田んぼが32筆■■■■■■■■■■ m²、畑が8筆■■■■■■■■■■ m²の計40筆、
面積が合わせまして■■■■■■■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、新規の使用
賃貸借でございます。

事務局

41ページをご覧ください。

番号52番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
■■■■■■■■■■、面積が■■■■■■■■■■ m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、単価が■■■■■■■■■■円、賃貸価格が■■■■■■■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

42ページをご覧ください。

番号53番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用
権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、内、
田んぼが22筆■■■■■■■■■■ m²、畑が1筆■■■■■■■■■■ m²の計23筆、面積が合わせま
して■■■■■■■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020年
4月27日から2023年4月26日までの3年間、田んぼの単価が■■■■■■■■■■
円、畑の単価が■■■■■■■■■■円、賃貸価格が■■■■■■■■■■円、新規の賃貸借でござ
います。

事務局

43ページをご覧ください。

番号54番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■

、 さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 、 、 、内、田んぼが1筆 ㎡、畑が2筆 ㎡の計3筆、面積が合わせまして ㎡、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

44 ページをご覧ください。

番号55番。利用権の設定等を受ける者、 、 さん。利用権の設定等をする者、 、 さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 、 、 、 の計5筆、面積が ㎡、利用目的は水田、期間につきましては、2020年4月27日から2025年4月26日までの5年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

45 ページをご覧ください。

番号56番。利用権の設定等を受ける者、 、 さん。利用権の設定等をする者、 、 さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 、 面積が ㎡、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020年4月27日から2023年4月26日までの3年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第10 議案第8号 土地現況証明願について】

議長

「日程第10 議案第8号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 9 ページをご覧ください。 議案第 8 号 土地現況証明願について。 別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 4 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 46 ページをご覧ください。 番号 5 番。所在につきましては [REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。 こちらにつきましては、2020 年 4 月 13 日に [REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。場所につきましては、47 ページ、48 ページでございます。以上でございます。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 8 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 23 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。 大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 6 月 2 日

会議録署名委員

4 番

水野幸雄

5 番

大羽孝志

議長

原田喜博